

◆◆ ----- ◆◆◆ ----- ◆◆

# 小田原市工場立地法第4条の2第2項の規定による準則を定める条例 の一部改正の概要

◆◆ ----- ◆◆◆ ----- ◆◆

## 1 改正の背景

本市では、平成25年度に「小田原市工場立地法第4条の2第2項の規定による準則を定める条例」を施行し、工場立地法に定める特定工場における緑地面積の敷地面積に占める割合（緑地面積率）及び環境施設面積の敷地面積に占める割合（環境施設面積率）を国の基準より緩和することで、新たに市内に立地しようとする工場の誘致を推進するとともに、既存工場における再整備を促進することとしました。この時、生産施設等と重複する緑地（重複緑地）の緑地面積への算入率は国の基準に沿った25%に据え置きました。

その後、市内では大規模工場の閉鎖や移転が相次いだことから、その跡地について新たな工場の誘致を更に強力に推進する必要が生じました。

そのため、重複緑地の算入率について、関係法令の定める最大上限である50%に緩和しようとするものです。

## 2 改正の目的

地域と調和し、持続的な成長が見込まれる産業を営む企業等の工業系地域等への立地及び集積を促進しつつ、周辺環境との調和を図り、もって本市の産業振興に寄与するとともに、雇用機会の拡大を図ることを目的とします。

## 3 経過

平成23年度 「工場立地法施行規則」、「工場立地に関する準則」及び「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」の一部が改正され、緑地面積率及び環境施設面積率、並びに重複緑地の算入率を、市が地域の実状にあわせて緩和（地域準則）できるようになった。

平成25年度 「小田原市工場立地法第4条の2第2項の規定による準則を定める条例」を施行し、工業系用途地域における特定工場の緑地面積率を従来の15%から6%に、環境施設面積率を従来の20%から11%に緩和した。重複緑地算入率は国の基準に沿って25%を維持することとした。

平成28年度 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第6次地方分権一括法）」が平成28年5月に公布され、工場立地法の条文の一部改正が平成29年度に予定されるとともに、地域準則を全市町村が定められるようになった。これと前後し、市内の大規模な工場が相次いで閉鎖、移転され、跡地の工業系利活用を促進する必要が生じた。

## 4 改正のポイント

**工場立地法に定める特定工場における緑地面積への重複緑地の算入率を拡大します。**

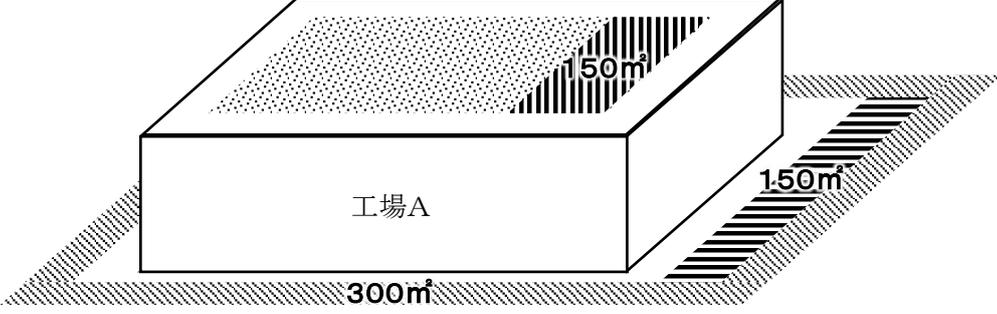
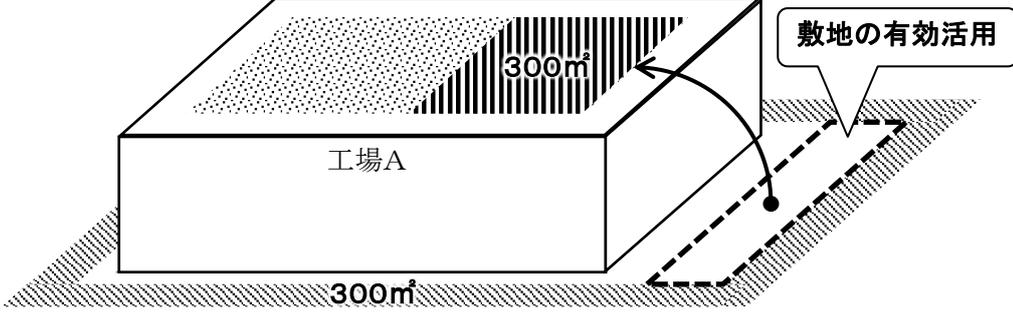
特 定 工 場	1 業種 製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く） 2 規模 敷地面積9千平方メートル以上又は建築面積3千平方メートル以上
重複緑地算入率	国基準である25%から、市独自の基準として50%に緩和

## 5 施行予定年月日

平成29年4月1日

## 6 重複緑地算入率の考え方

付与条件	用途地域	工業地域あるいは工業専用地域
	敷地面積	10,000㎡
	生産施設面積	6,000㎡
	緑地面積率	6%以上(整備・管理しなければならない <b>緑地面積は600㎡以上</b> )

旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地外縁部に緑地を300㎡設置する。この場合の緑地面積率は3%となる。</li> <li>生産施設の屋上に、重複緑地として5,000㎡の植栽を設置する。</li> <li>現条例では、緑地面積率の25%を超えて、重複緑地を緑地に算入することはできない。</li> <li>この場合、重複緑地から緑地に算入できるのは、<math>10,000㎡ \times 6\% \times 25\% = 150㎡</math>部分となる。</li> <li>よって、この工場の緑地面積は、敷地外縁部の300㎡に重複緑地150㎡を加えた450㎡であり、緑地面積率は4.5%となり、準則を満たさない。</li> <li>そのため、この工場は緑地を150㎡、加えなければならない。</li> </ul> 
新	<ul style="list-style-type: none"> <li>重複緑地の、緑地算入率を50%に緩和した場合、この事例では<math>10,000㎡ \times 6\% \times 50\% = 300㎡</math>を緑地に算入することができる。</li> <li>よって、この工場の緑地面積は、敷地外縁部の300㎡に重複緑地300㎡を加えた600㎡となり、緑地面積率が6%となり、準則を満たすことができる。</li> </ul> 

【凡例】

 = 緑地       = 重複緑地

 = 重複緑地のうち、緑地として認められる重複緑地

 = 緑地面積率を満たすために追加で設置すべき緑地